

経営者保証の見直しについて

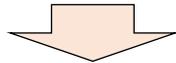
経緯

《最近の動向》

- 「経営者保証に関するガイドライン」や金融庁の「経営者保証改革プログラム」の施策の一つとして、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を改正するなどにより、金融機関等において、経営者保証を徴求しない(無保証人)融資の割合が増加傾向。

《信用基金のこれまでの取組》

- 連帯保証人(経営者保証等)は、①融資・保証引受時の法人経営への規律付け、②法人が破綻した際の保全策の一つであり、林業信用保証においては、保証引受時に連帯保証人を立てさせることを原則としているが、「林業信用保証業務細則第17条第3項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領」に基づき、一定の要件を満たせば、例外的に無保証人保証ができることにしている。
- しかし、その要件の厳しさ等から実績はほぼ皆無で、無保証人保証制度が十分に活用されていない状況。
- 融資機関等からは、連帯保証人の取扱い(無保証人)に関する要望・照会が寄せられている。



- これらの状況を踏まえ、林業信用保証においても無保証人保証制度の活用を一定程度推進することが必要であると考え、無保証人保証制度の適用要件の緩和見直しを行うこととした。

見直しの具体案

- 「法人と経営者の一体性の解消」を前提として、以下の類型のいずれかに該当した法人は、連帯保証人を立てることを免ずることとする。

(1)融資機関の支援体制を踏まえて対応できるもの(融資機関連携型)

融資機関が連帯保証人を不要と判断している場合(無担保無保証人のプロパー融資残高を有する等)は、経営の規律付けとしての連帯保証人は不要とする。

(2)財務要件が良好であれば対応できるもの(財務要件型)

直近の債務償還能力を示す経営指標(①自己資本比率、②EBITDA有利子負債倍率、③経常利益率)が良好であれば、保全としての連帯保証人は不要とする。

(3)担保提供により十分な保全が図られているもの(担保充足型)

十分な担保があれば、保全としての連帯保証人は不要とする。

(4)その他

上記(1)から(3)には該当しないが、個別の事案において、連帯保証人を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められる場合、連帯保証人は不要とする。

- 本件取扱いは、令和7年4月1日から適用する。